

豊中市立西丘こども園外5園建替え等工事設計施工一括発注業務

第2次審査質問回答書

No.	質問	回答
1	<p>改修園の外壁改修について、「全面改修を行う」と記載されていますが、既存外壁の劣化部分を補修の上で全面トップコート塗装を行い、外観全面を美装する改修方法を採用するものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>また、補修数量について、外壁調査終了後、実質清算としてよろしいでしょうか。</p>	<p>既存外壁の劣化部分を補修の上で全面トップコート塗装を行い、外観全面を美装する改修方法も可能とします。ただし、下地補修については外壁改修工事費の20%程度を見込むものとします。</p>
2	<p>改修園の内装材について、「下地から新設」と記載されていますが、現況確認を行い、既存下地の劣化が少なく継続使用できると判断できる場合は、下地を存置してよろしいでしょうか。</p>	<p>現況確認の上、既存下地の劣化が少なく継続使用できると判断できる場合は、下地を存置することも可能とします。</p>
3	<p>改修園の造り付家具について、「更新を行う」と記載されていますが、現況確認を行い、劣化が少なく継続使用できると判断できる場合は、美装（ケレン清掃の上、塗装）を行うことで既存家具を再利用してよろしいでしょうか。</p>	<p>元保育所（原田）について、継続使用できると判断できる場合は、既存家具の再利用を行うことは差し支えありません。</p> <p>元幼稚園（てしま・てらうち）については、更新を行うものとします。ただし、既存家具を工夫することで再利用が可能（区切り板を設置してロッカーの区画を増設する等）である場合は、更新ではなく既存家具の再利用を行うことは差し支えありません。</p>
4	<p>電気設備について、「公共建築工事標準仕様書を適用」と記載されていますが、省スペース・コストダウンが図れるスマートキュービクル等の公共施設で実績のある「メーカー標準仕様」の機器も採用可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>公共建築工事標準仕様書と同等以上であると確認できる場合のみ採用可能とします。</p>

5	<p>工事中のプール利用はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>工事期間中のプール使用はありませんが、ビニールプール等で水遊びが可能なスペースを確保してください。</p>
6	<p>床暖房を設置する室について、別紙2では「保育室」のみですが、別紙4の設備一覧では「保育室・子育て支援のための執務室・絵本コーナー」に記載があります。別紙2を正としてよろしいでしょうか。</p>	<p>床暖房を設置する室については、保育室及び子育て支援のための執務室です。絵本コーナーは設置不要です。</p>
7	<p>改修園の保育室の手洗い場の設置について、現在の使用状況と同様に保育室に隣接する廊下（てしま・てらうち）もしくは隣接するトイレ（原田）にある手洗い場を利用する計画でよろしいでしょうか。</p>	<p>改修園の保育室についても、保育室内に手洗い場を設置する計画です。</p> <p>保育室内の手洗い場の蛇口の数は3口とし、水栓金具はシングルレバータイプを想定しています。</p> <p>また、乳児保育室と幼児保育室の手洗い場の高さについては協議によるものとします。</p>
8	<p>更衣室に記載の「2園共既存のロッカー台数を設置すること」は「6園共」の間違いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「6園」が正しく、「2園」は誤りです。</p>

9	とねやまの「2階の屋上スペースを活用」と記載されていますが、とねやまは改築となり既存園舎は解体されます。当該記載はどちらの園の記載でしょうか。	「てしまこども園」において屋上スペースの活用を想定しています。
10	遊戯室に「避難所を想定し、手洗い場およびトイレを設置」と記載されていますが、改修園については手洗い場およびトイレを設置せず、発災時に避難所として利用する場合は、建物内の屋内便所に対応することとしてよろしいでしょうか。	改修園については、遊戯室を避難所として使用する場合、建物内のトイレに対応することとしています。
11	上記に関連して、原田こども園は、遊戯室が2箇所(1階乳児ホール・2階幼児ホール)ありますが、どちらを避難所として想定すればよろしいでしょうか。	原田こども園は、避難所として「1階乳児ホール」を想定しています。
12	改修園のうち、てらうち・てしまこども園については、園児用の便所が全て幼児用となっています。 要求水準別紙2のトイレの項目には「各歳児に応じて現状以上のトイレ数を配置する」と記載されていますが、3～5歳の便所については2階便所の穴数を幼児用として保持し、0～2歳の便所については、受け入れ人数に応じた適切な穴数を乳児用として新設するという理解でよろしいでしょうか。	3～5歳の便所については2階便所の穴数を幼児用として保持し0～2歳児（乳児用）トイレは、受け入れ人数に応じた適切な穴数として新設してください。

13	<p>設備一覧の絵本コーナーで、給水・給湯・排水に○印がありませんが、備考欄に手洗いとあります。絵本コーナーは「手洗い無し」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>絵本コーナーは「手洗いなし」としてください。</p>
14	<p>設備一覧の正門の欄に、給水及び排水に○印がありますが、正しい記載でしょうか。</p>	<p>別紙4（電気設備・機械設備一覧表）に記載の「正門」について、給水及び排水は不要です。</p>
15	<p>西丘こども園は敷地内に駐車場を新設せずに、現況の利用状況と同じ配置で駐車場利用することよろしいでしょうか。</p>	<p>駐車場については、現況の利用状況と同じ配置で駐車場利用することとしますが、建替え後は、敷地西側にエントランスの設置を想定しているため、児童及び保護者等の安全性及び動線の確保が必要です。</p>
16	<p>西丘こども園の水道、ガス、下水の責任分界点は敷地南側の傾斜路を上がりきった門扉付近と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>各配管の責任分界点は以下の通りです。 水道：給水本管分岐部（道路上） ガス：敷地境界線 下水：敷地内最終樹接続部（最終樹は含まない）</p>

17	<p>既存施設のアスベスト等調査項目で「当該アスベストの除去処分(外壁に限る)に起因して発生する追加費用は別途本市が負担するものとする。」と記載されていますが、内部仕上げ材及び外部の軒天材、下屋軒天材、設備の配管・保温材・ダクト等のアスベスト含有を確認することができないため、金額を定めることができません。</p> <p>したがって、調査分析までを本工事とし、アスベストが含有された場合の除去処分の追加費用は別途としてよろしいでしょうか。</p>	<p>外壁、モルタル、配管・保温材及びダクトについては、調査分析までを本工事とし、アスベストが含有された場合の除去処分の費用は別途とします。</p>
18	<p>原田こども園の1階機械室に園の備品がかなり置かれており物置状態となっておりますが、工事着手時はないものとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>工事着手時はないものとします。</p>
19	<p>改修園のうち、原田こども園、てしまこども園の空調設備は既存設備を利用するものとします、との記載があります。</p> <p>この2園の空調設備とは、2015年（原田）、2019年（てしま）の空調設備改修工事にて更新された空調および換気設備を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>2015年（原田）、2019年（てしま）の空調設備改修工事にて更新された空調および換気設備を指すものとします。</p>
20	<p>新築・改修6園において、責任分界点以降の設備工事の配管・配線は全面更新とありますが、屋外の機械設備・電気設備の既存配管の内、継続して使用可能なものについては、既設利用することとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>設備機器、配管配線及び付属品（電力会社や通信事業者、水道事業者、ガス事業者との責任分界点以降）は全面更新を行うものとします。ただし、屋外の電気配管についてはFEP管、給水配管についてはHIVP管、排水配管についてVP管であり、電気配管は通線、給水配管は耐圧、排水配管は通水、勾配、満水試験などで継続利用可能に耐えうると判断できる場合は既設利用可能とします。</p>

21	<p>改修園（原田、てらうち、てしま）において、建物内の機械設備・電気設備の既存ダクトや既存配管の内、継続して使用可能なもの、および躯体のはつりを伴う埋設配管については、既設利用することとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>設備機器、配管配線及び付属品（電力会社や通信事業者、水道事業者、ガス事業者との責任分界点以降）は全面更新を行うものとします。ただし、屋内の電気配管については躯体打込み配管、給水配管についてはHIVP管、排水配管についてはVP管であり、電気配管は通線、給水配管は耐圧、排水配管は通水、勾配、満水試験などで継続利用可能に耐えうると判断できる場合は既設利用可能とします。また、ダクトについては既存利用する場合はダクト内部を清掃し、衛生的であることを確認することとします。</p>
22	<p>電気設備・機械設備一覧表で示されている「電話」「有線LAN」「無線LAN」および「防犯カメラ」は建設工事では、「配管のみ本工事」と考え、配線および機器類は「見積対象外（別途工事）」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>電話、LANの引込については空配管と呼び線のみとし、建物内インフラは配管、配線、HUBなど含めて本工事とします。有線LANについては必要な部屋の壁面にモジュージャック接続口を設けるものとし、無線LANについては、居室の屋根裏に無線LANの配線準備を行うなど、必要な居室にアンテナ設置できるように配線するものとします。</p> <p>防犯カメラについては配線、配管、カメラ本体、監視用モニターなど含めて本工事とします。</p>
23	<p>電気配線はエコケーブルではなく、既存園舎の仕様と同じ一般ケーブルと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>すべてエコケーブルとします。ただし、屋外露出配線については、シュリンクバック対策を講じるものとします。</p>
24	<p>新築する建築物は「木造の耐火若しくは準耐火構造」と記載されていますが、本計画では敷地の制約もあり2階に保育室を設置する必要があるため、法令上木造の耐火建築物となります。そのためウッドショックの市況や耐久性や遮音性等の向上を図ることを考慮して、木造と鉄骨造・鉄筋コンクリート造の混構造としてよろしいでしょうか。</p>	<p>主たる構造は木造とし、大スパンの構造は鉄骨造・鉄筋コンクリート造の混構造も可能とします。</p>

25	園庭便所の設置目的や想定利用者について教えてください。	園庭用トイレは、園庭開放時などに利用者（大人）が建物内に入らずに使用できるトイレとして活用するとともに、幼児の使用も想定しています。
26	「園庭から直接入ることができるトイレを設置すること」と記載されていますが、園庭から土足のままで利用できる位置にトイレを計画することとしてよろしいでしょうか。	園庭から直接入ることができるトイレを設置することとします。また、大人及び幼児の使用を想定しています。
27	<p>「午後の睡眠時間帯（12：00～15：00）の工事を避けるなどの配慮を行うこと」と記載されていますが、現在の豊中市立こども園の運営では、最大12：30～15：00が午睡の時間になっていると思われます（1～3歳児）。午後の配慮を行う時間帯を12：30～15：00としてもよろしいでしょうか。</p> <p>また、同時間帯において、工事準備などの騒音を出さない作業については、当該園と十分な協議の上、作業を行ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>基本として、午後の配慮を行う時間帯は「12：30～15：00」とします。</p> <p>ただし、園により睡眠時間帯が異なるため、当該園と協議することとします。</p> <p>また、工事準備などの騒音を出さない作業については、当該園と十分な協議の上、可能とします。</p>
28	技術提案書の作成にあたっては、募集要項に定める(1)～(6)までの内容を「順に記載すること」と記載されていますが、(1)～(6)までの内容を網羅する形で、提案の順番は変更してもよろしいでしょうか。	提案の順番変更は可能とします。